

## Ⅲ 減量化、資源化及び美化推進対策

### 1 減量化対策

- (1) いわき市廃棄物減量等推進審議会
- (2) 家庭系ごみ減量対策
- (3) 事業系ごみ減量対策
- (4) 再利用可能物の清掃センター搬入規制
- (5) レジ袋削減に係る取組

### 2 資源化対策

- (1) 紙類分別回収事業
- (2) 粗大ごみストックヤードにおける資源物の選別
- (3) リサイクルプラザ クリンピーの家における資源選別処理
- (4) 資源物回収実績
- (5) 一般廃棄物ゼロ・エミッション推進

### 3 美化推進対策

- (1) いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動
- (2) ポイ捨て防止による美化推進
- (3) 不法投棄の防止

# 1 減量化対策

## (1) いわき市廃棄物減量等推進審議会

本市の実情に合った一般廃棄物の減量等の有効な方策等について審議するため、市民、学識経験者、事業所関係者等からなる「いわき市廃棄物減量等推進審議会」を設置している。

- ① 設置年月日 : 平成5年9月1日
- ② 委員及び任期 : 委員数 17人、任期 2年
- ③ 主な審議経過

年月日	審議内容等
・平成6年11月2日	「いわき市のごみの減量化、リサイクルの有効な方策等についての中間報告」を提出
・平成7年9月6日	「ごみの細分別収集の実施及び市民意識の啓発について」提言
・平成8年9月27日	「ごみの細分別収集の実施及び(仮称)いわき市リサイクルプラザの啓発機能について」提言
・平成11年7月8日	『「その他のプラスチック製容器包装」及び「その他の紙製容器包装」に係る分別収集の実施について』提言
・平成14年10月28日	ごみの減量化の対策として、「ごみ処理手数料の見直し」及び「大型ごみの有料化」の実施に関する意見書を提出
・平成17年10月17日	今後のいわき市のごみ減量化に必要と思われる事項について、意見書としてとりまとめ、市長に提出
・平成18年3月22日	「いわき市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」の改定について審議
・平成18年12月21日	「一般廃棄物ゼロ・エミッション化への取組み」などについて、意見書としてとりまとめ、市長に提出
・平成19年6月29日	容器包装リサイクル法の改正に基づき、市分別収集計画の改定(案)について審議
・平成20年11月27日	「ごみの分け方出し方ハンドブック(原案)」について審議
・平成21年10月22日	「ごみ処理行政のあり方」を検討する方向性について審議
・平成22年3月26日	「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定や重点プロジェクトに係るスケジュール」について審議
・平成22年10月6日	「次期環境基本計画等案(循環型社会づくり部分)」及び「製品プラスチックと雑がみリサイクルの実施及び分別区分の変更」について審議
・平成22年12月14日	「一般廃棄物(ごみ)基本計画の基本的な考え方」について審議
・平成23年2月17日	「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」について審議
・平成23年11月22日	「東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理」について審議
・平成26年12月17日	「平成27年度を目途とした一般廃棄物(ごみ)処理基本計画改定の基本的な方向性」について審議
・平成27年8月31日	「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画改定に係る数値目標等の設定」及び「スケジュール等」について審議
・平成27年9月30日	「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画一部改定版(素案)」について審議し、内容を了承
・平成28年2月22日	「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画一部改定版(素案)に対するパブリックコメントの結果等」について審議
・平成30年11月14日	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の数値目標の達成状況や上半期のごみ処理実績について審議
・令和2年3月23日	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の数値目標の達成状況や次期一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定に向けた方向性について審議
・令和3年3月10日	「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」について審議

年月日	審議内容等
・令和3年11月11日	「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」数値目標の達成状況や上半期のごみ処理実績について審議
・令和4年3月10日	「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」数値目標の達成状況や「いわき市災害廃棄物処理計画（素案）」に係るパブリックコメントの結果等について審議
・令和4年11月17日	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の数値目標の達成状況について審議
・令和5年3月15日	バイオマス資源としての生ごみの活用について審議
・令和6年3月27日	令和5年台風13号等に係る災害廃棄物の処理について審議
・令和6年11月14日	「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の数値目標の達成状況や一般廃棄物排出用容器（家庭ごみ排出のごみ袋）の見直しについて審議
・令和7年3月17日	「いわき市災害廃棄物処理計画」の改正について審議

※ 上記のほか、各年度において、翌年度の「一般廃棄物（ごみ）処理実施計画（案）」について審議

## (2) 家庭系ごみ減量対策

### ① 家庭用生ごみ処理機等購入費補助制度

生ごみの減量化と再資源化の促進並びに市民の自家処理意識とリサイクルに対する意識の高揚を図ることを目的に、機器の購入に対し補助金を交付することにより、家庭用生ごみ処理機の普及促進を図る。

#### <補助内容>

	生ごみ自家処理容器	家庭用生ごみ処理機
補助率	購入価格の1/2	
上限額	3,000円	15,000円
補助開始時期	平成5年7月1日	平成10年7月1日

#### <補助実績>

(単位：件、円)

	生ごみ自家処理容器		家庭用生ごみ処理機		合計	
	補助件数	補助金額	補助件数	補助金額	補助件数	補助金額
平成5年度	2,789	8,219,260			2,789	8,219,260
平成6年度	1,304	3,779,900			1,304	3,779,900
平成7年度	641	1,854,500			641	1,854,500
平成8年度	488	1,401,500			488	1,401,500
平成9年度	838	1,986,500			838	1,986,500
平成10年度	643	1,558,900	284	5,680,000	927	7,238,900
平成11年度	486	1,159,200	431	6,352,800	917	7,512,000
平成12年度	376	923,400	276	4,034,800	652	4,958,200
平成13年度	293	703,600	220	3,263,000	513	3,966,600
平成14年度	309	727,100	275	4,116,400	584	4,843,500
平成15年度	184	410,900	95	1,396,000	279	1,806,900
平成16年度	185	401,900	121	1,792,600	306	2,194,500
平成17年度	122	287,200	123	1,840,100	245	2,127,300
平成18年度	103	254,400	95	1,422,500	198	1,676,900
平成19年度	114	268,900	72	1,071,000	186	1,339,900
平成20年度	105	263,900	82	1,220,000	187	1,483,900
平成21年度	103	245,300	57	844,900	160	1,090,200
平成22年度	101	250,200	29	435,000	130	685,200
平成23年度	46	108,700	20	300,000	66	408,700
平成24年度	77	188,700	10	150,000	87	338,700
平成25年度	44	95,300	10	150,000	54	245,300
平成26年度	44	104,200	10	150,000	54	254,200
平成27年度	49	121,100	13	195,000	62	316,100
平成28年度	36	89,100	8	116,300	44	205,400
平成29年度	13	27,700	13	194,800	26	222,500
平成30年度	23	51,800	13	163,300	36	215,100
令和元年度	19	40,700	13	183,300	32	224,000
令和2年度	18	40,800	12	162,400	30	203,200
令和3年度	42	96,400	33	426,800	75	523,200

	生ごみ自家処理容器		家庭用生ごみ処理機		合 計	
	補助件数	補助金額	補助件数	補助金額	補助件数	補助金額
令和4年度	48	115,100	15	193,400	63	308,500
令和5年度	38	90,400	23	296,900	61	387,300
合 計	9,681	25,866,560	2,353	36,151,300	12,034	62,017,860

## ② 市役所出前講座の開催

ごみの減量化とリサイクルを推進していくためには、市民一人ひとりが、これらの課題に対する認識を深め、自ら取り組むことが大切である。市役所出前講座では啓発冊子等を用いながら、ごみ処理の現状や問題点を提起すること等により、市民の理解と協力を呼びかけ、併せて市民の意見を施策に反映させることを目的に開催している。

## ③ 副読本の作成・活用

本市のごみ処理の現状や、ごみの減量化とリサイクルの推進の重要性などについてまとめた副読本「ごみのおはなし」を作成し、市役所出前講座や市内小学4年生の社会科等の授業の資料として活用している。

## ④ ごみ減量マスコットキャラクターの活用

ごみの減量化やリサイクルの推進については、市民の皆さんの理解と協力が不可欠であることから、市民のごみに対するイメージを変え、ごみに関する意識を深めるイメージシンボルとして、平成6年に一般公募(デザイン360点、愛称613点)により、ごみ減量マスコットキャラクター「クリンピー」を作成した。

ごみ減量化やリサイクル推進のシンボルとして、当該キャラクターを積極的に活用し、各種イベントや街頭啓発を進めている。

## ⑤ 各種イベントでの啓発

より多くの市民の皆さんに対し、ごみ減量やリサイクルに関する意識を高めていただくため、各種イベントに併せて啓発を行っている。

<令和5年度街頭啓発抜粋>

イベント名	実施日	実施場所
不法投棄防止に係る啓発活動	6月1日	マルトSC平尻子店
	6月2日	イオンモールいわき小名浜
	10月17日	マルトSC草野店
	10月18日	ヨークベニマル谷川瀬店
	2月29日	ヨークベニマル上荒川店
	3月1日	マルトSC中岡店

## ⑥ ごみ処理施設見学会の実施

親子及び一般向けとして、ごみが収集・処理されていく様子について処理施設やリサイクル工場等をたどり、ごみが処理される様子や新しいものに生まれ変わるまでなどを学習しながら、ごみ減量化とリサイクルに対する意識の高揚を図っている。

### ⑦ リサイクルプラザ クリンピーの家における啓発

資源ごみの選別・圧縮等の中間処理を行うとともに、家庭で不用になった家具や自転車の修理再生・提供や各種リサイクル教室の実施など、実際の学習・体験を通じた啓発事業を実施している。

また、ごみ減量・リサイクル推進及び施設をより多くの市民へ理解してもらうために、毎年10月（3R推進月間）にリサイクルフェアを実施している。

### ⑧ ごみ分別アプリの配信

現在配布している「家庭ごみの収集カレンダー」や「家庭ごみの分け方・出し方ハンドブック」に加え、スマートフォン等を市民の情報入手手段の一つとして活用し、専用アプリケーションで、ごみの分別や収集日等を、いつでも簡単に確認できることを可能とすることで、利便性の向上や、さらなる適正分別とごみの減量化を図っている。

## (3) 事業系ごみ減量対策

### ① 事業者との意見交換会の開催

小売店における食品トレー等の回収や過剰包装の抑制、レジ袋の削減、リサイクル品の販売拡充、また、事業活動でのリサイクル品の使用、事業者自らが排出する一般廃棄物の減量等、立場に応じて取り組むべき事項について理解を深めてもらうことを目的として、事業者との意見交換会を行っている。

### ② 事業者向け啓発冊子の作成・配布

正しいごみ処理の方法や減量化の方策、それぞれの立場で取り組むべき事項について事業者理解を深めてもらうことを目的として、啓発冊子を作成・配布している。

### ③ 事業用大規模建築物所有者等への指導

事業活動に伴い多量に一般廃棄物を生じる「事業用大規模建築物※」の所有者等に対し、事業系一般廃棄物減量計画書の提出を義務付け、一般廃棄物の排出抑制、再利用及び適正処理等の促進について指導及び助言を実施することにより、事業系一般廃棄物の減量及び適正処理の推進を図っている。

※「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1号に規定する特定建築物」及び「大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗」

## (4) 再利用可能物の清掃センター搬入規制

民間処理業者において、技術的かつ量的に再資源化可能な廃棄物については清掃センターへの搬入を規制し、焼却ごみの削減とリサイクルの促進を図っている。

- ・平成18年10月1日：事業系古紙（①新聞紙、②雑誌類、③段ボール、④紙パック、⑤紙箱・紙袋・包装紙）の一部搬入規制開始
- ・平成18年12月1日：事業系木くずの民間木質チップ化施設への搬入を誘導開始
- ・平成19年4月1日：事業系古紙搬入規制の対象を追加（⑥機密書類、⑦シュレッダー紙）
- ・平成20年4月1日：事業活動に伴い生じた木製パレットの搬入規制開始（貨物の流通に使用した木製パレットが産業廃棄物になったことに伴い、事業系木製パレット全般を規制）
- ・平成22年7月1日：家庭系古紙の搬入規制開始（事業系古紙と併せ、①新聞紙、②段ボール、③雑誌④紙パック、⑤その他の紙（紙箱、紙袋、包装紙、雑紙）⑥機密書類、⑦シュレッダー紙を規制）  
事業系木くず（①木材、②木材片、③剪定枝、④おがくず等）の搬入規制開始

## (5) レジ袋削減に係る取り組み

事業者との意見交換会に市民団体を交えて、レジ袋の削減に取り組むための意見交換を行い、マイバッグ持参の推進やレジ袋無料配布中止などに協働で取り組むため、事業者、市民団体、市の三者で協定を締結し、平成21年2月1日から県内初となるレジ袋の有料化をスタートさせた。令和2年7月1日から全国一律でレジ袋有料化がスタートしたが、今後においても、マイバッグ持参を推進し、レジ袋の削減に取り組む。

- ・平成20年9月：消費者団体等の市民団体による「マイバッグ推進いわき市民ネットワーク」を設立
- ・平成20年11月25日：事業者、市民団体、市の三者が協働で取り組むため「いわき市におけるレジ袋削減に向けた取り組みに関する協定」を締結

協定締結事業者：(株)イトーヨーカ堂・(株)マイカル・(株)マルト・(株)ヨークベニマル

- ・平成21年2月1日：イトーヨーカドー平店・いわきサティ・マルト市内24店舗・ヨークベニマル市内8店舗の計34店舗においてレジ袋の有料化が始まる。
- ・平成26年9月1日：イトーヨーカドー平店・イオンいわき店・マルト市内24店舗・ヨークベニマル市内10店舗の計36店舗他62店舗の計98店舗においてレジ袋の有料化を実施している。

## (6) フードドライブに係る取り組み

家庭で余っている食品を集め、食品を必要としている方に提供する「フードドライブ」は、食品ロスの削減によるごみの減量化につながり、市内スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどで各企業が独自にフードドライブによる食品回収を行っている。

### ① いわき市フードドライブ支援事業の実施

本市では、食品ロスの削減によるごみの減量化に寄与するフードドライブを推進するため、フードドライブの実施を希望する店舗等と食品を必要とする団体をマッチングさせ、食品回収ボックスや啓発のぼりを貸し出す「いわき市フードドライブ支援事業」を令和6年3月21日より開始した。

- ・令和6年3月21日：(株)マルト7店舗において「いわき市フードドライブ支援事業」開始。
- ・令和6年4月：イオングループ2店舗追加。
- ・令和6年9・10月：いわき市役所、いわき市クリンピーの家追加で計11箇所を実施。

### ② いわき市資源回収コーナーの設置

3R資源循環の啓発に伴う循環型社会の形成に資することを目的に、令和6年9月30日にいわき市役所本庁舎1階ロビーに「いわき市資源回収コーナー」として、フードドライブ用と使用済みインクカートリッジ用の2種類の回収ボックスを設置した。

フードドライブ回収ボックスと啓発のぼりは、いわき市オリジナルのデザインで製作しており、市関係イベントでフードドライブ出張回収を行う際に使用するなど、3R資源循環の啓発活動に取り組んでいる。

## (7) 3R推進・食品ロス削減月間の推進

令和6年度よりいわき市では、環境省と消費者庁が勧める3R推進・食品ロス削減月間に合わせ、毎年10月1日から31日までの期間を強化月間とし、「いわき市3R（リデュース・リユース・リサイクル）推進・食品ロス削減月間」を推進していく。

① **いわき市3R（リデュース・リユース・リサイクル）推進月間の取組みについて**

「REDUCE（リデュース）：ごみを出さない、買わない・もらわない」「REUSE（リユース）：再利用、繰り返し使う」「RECYCLE（リサイクル）：再生利用、資源として活用する」を、ごみを減らすためのキーワード「3R」として、マイバックの利用、リサイクル分別の推進、出前講座などごみについて学ぶ学習機会について啓発する

② **いわき市食品ロス削減月間の取組**

すぐ食べる食材や商品を購入する際、手前側の賞味期限が短いものを選んで食品ロスの削減に取り組む「てまえどり」の推進や、家庭用生ごみ処理機等購入費補助制度や家庭で生ごみ堆肥化を行うダンボールコンポストの取組みを紹介する。

また、宴会時に乾杯後30分とお開き10分前に料理を食べるよう案内して食品ロスを減らす「3010（さんまるいちまる）運動」の推進や、「フードドライブ」の紹介を行い、食品ロスについての啓発に取り組む。

## 2 資源化対策

### (1) 紙類分別回収事業

可燃ごみの減量化と紙類の再資源化を促進するため、家庭において不用となった「新聞紙」、「段ボール」、「雑誌類」、「紙パック」、「その他の紙」を分別回収している。本事業は、市内の古紙回収業者で組織する「いわき市古紙回収事業協同組合(以下「古紙組合」という。)」が、市の計画に基づき、「古紙類回収日」に市民が分別排出する古紙類を集積所から回収し、行政区ごとにより取りを行うとともに、再生原料として、製紙メーカーに納入するものである。

#### ① 事業実施時期

平成元年 11 月（「紙パック」は平成 9 年 7 月、「紙箱・紙袋・包装紙」は平成 14 年 7 月、「その他の紙」は平成 23 年 1 月から回収実施）

#### ② 排出方法

- ・指定された「古紙類回収日」の朝 8 時 30 分までに、決められた集積所に排出する。
- ・指定日が雨天の場合は、翌週の同じ曜日にあたる日(代替回収日)に排出する。  
ただし、代替回収日も雨天の場合には、次回古紙類回収日まで家庭で保管する。
- ・空き箱等は平たく延ばし、種類ごとに分別して、ひもで束ねて排出する。
- ・その他の紙は、紙袋等に入れて排出する。
- ・回収(リサイクル)できないもの

濡れた紙、腐敗やカビのついた紙、薬品・食品・油・強い臭いがついた紙、ビニールやコーティング紙など。

#### ③ 回収方法

集積所に排出された古紙類は、市との協定のもとに古紙組合が回収する。

#### ④ 古紙売却金

古紙組合は、回収した古紙を行政区単位で種類別に計量し、古紙取引市場価格をもとに、市と協議して決定した価格で買取り、古紙売却金を行政区等に対して、四半期ごとに支払う。

#### ⑤ 古紙回収事業奨励補助金

市は、紙類分別回収事業が安定して継続されるよう、回収を行う古紙組合に対し、回収実績に応じて奨励補助金を交付している。

#### ⑥ 古紙回収報奨金

市は、古紙回収推進のため、平成 2 年 4 月より、回収量に応じて報奨金を年 4 回行政区に支払っていたが、古紙回収の定着及び古紙市況の上昇に伴い、平成 17 年度をもって古紙回収報奨金を廃止した。

#### ⑦ 回収実績

(単位：kg)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新聞紙	3,366,450	2,905,070	2,853,970	2,617,070	2,288,140
段ボール	1,598,750	1,655,130	1,596,130	1,516,580	1,443,480
雑誌	1,468,250	1,446,260	1,348,970	1,213,770	1,087,430
紙パック	15,052	15,737	14,454	13,740	13,158
その他の紙	153,650	147,310	137,290	124,290	113,100
計	6,602,152	6,169,507	5,950,814	5,485,450	4,945,308

#### ⑧ 持ち去り対策

平成 20 年 6 月頃より、集積所から古紙類が持ち去られる事態が発生したことから、市の収集リサイクルシステムを維持するため、「いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を改正し、持ち去り行為の禁止を規定した。

**(2) 粗大ごみストックヤードにおける資源物の選別**

家庭から排出される自転車等の大型ごみ及び小型家電・金属類を分類し、鉄、アルミなどの資源物を選別している。

**<施設の概要>**

項目	施設名	山田粗大ごみストックヤード
所在地		いわき市山田町家ノ前3 1
業務関係		令和3年4月1日
従事者数(令和6年4月1日現在)		8名
回収品目		鉄、アルミ、その他資源物

**<業務の委託>**

資源物の選別業務は、いわき市再生資源協業組合に委託している。

**(3) リサイクルプラザ クリンピーの家における資源選別処理**

ごみ減量化とリサイクルのより一層の推進を図るため、資源選別機能と啓発機能を併せ持つ「リサイクルプラザ クリンピーの家」を平成9年7月オープンした。

施設においては、資源ごみとして収集したびん、かん、ペットボトル、容器包装プラスチック(平成14年6月から)の選別・圧縮等の中間処理を行うとともに、家庭で不用となった家具・自転車の修理再生やリサイクル体験講座の実施など、実際の学習・体験を通じた啓発事業を実施している。

**<施設の概要>**

項目	施設名	リサイクルプラザ クリンピーの家
所在地		いわき市渡辺町中釜戸字大石沢2 4 番地の1
設置年月日		平成9年7月1日 (その他プラスチック製容器包装は平成14年4月1日稼動)
資源選別施設の処理能力		かん類・ペットボトル : 14t/日(5h) びん類 : 14t/日(5h) 容器包装プラスチック : 20t/日(5h)
職員数(令和6年4月1日現在)		5名(正規職員2名、会計年度任用職員3名)
資源選別業務従事者数 (令和6年4月1日現在)		かん類・ペットボトル、びん類 22名 容器包装プラスチック 6名 その他 3名
修理再生業務従事者数		4名

**<業務の委託>**

資源選別業務は、いわき市再生資源協業組合に、修理・再生業務はいわき市シルバー人材センターに委託している。

(4) 資源物回収実績

資源物	年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
	リサイクルプラザにおける 資源物回収量…①	6,925	6,644	7,502	7,058	6,782
鉄（スチール缶）	367	360	379	329	304	
アルミ（アルミ缶）	622	632	703	629	602	
カレット	2,221	2,168	2,492	2,301	2,133	
無色カレット	547	436	472	426	370	
茶カレット	769	655	732	708	647	
その他カレット	290	243	290	275	236	
残渣	615	834	998	892	880	
ペットボトル	1,179	1,118	1,189	1,179	1,205	
容器包装プラスチック	2,495	2,366	2,739	2,621	2,537	
その他（スプレー缶）	40	0	0	0	0	
粗大ごみ処理施設における 資源物回収量…②	857	1,578	1,741	1,528	1,300	
鉄	709	272	279	260	206	
アルミ	50	82	70	59	71	
その他	99	1,224	1,393	1,209	1,023	
焼却施設における資源物回収量 …③	13,633	13,522	12,062	11,856	11,174	
主灰	9,831	10,046	8,647	8,566	8,122	
飛灰	3,801	3,476	3,415	3,290	3,053	
南部清掃センターストックヤードにおける 製品プラスチック回収量…④	172	182	200	325	305	
施設における資源物回収量計 …①+②+③+④	21,586	21,926	21,506	20,767	19,561	
鉄	1,076	632	658	589	510	
アルミ	672	714	773	688	673	
カレット	2,221	2,168	2,492	2,301	2,133	
ペットボトル	1,179	1,118	1,189	1,179	1,205	
容器包装プラスチック	2,495	2,366	2,739	2,621	2,537	
主灰	9,831	10,046	8,647	8,566	8,122	
飛灰	3,801	3,476	3,415	3,290	3,053	
製品プラスチック	172	182	200	325	305	
その他	139	1,224	1,393	1,209	1,023	
廃乾電池回収量…⑤	82	92	83	84	77	
資源物回収実績 …①+②+③+④+⑤	21,668	22,018	21,589	20,851	19,638	

(5) 一般廃棄物ゼロ・エミッション推進

市の最終処分場に埋立処分している廃棄物について、市内外の環境産業・資源循環型産業分野の優れた民間技術を活用して段階的に資源化を図ることにより、埋立処分量の削減と最終処分場の延命化を目指すもの。

平成 19 年度の本格的な取り組み開始以来、これまでに、清掃センターの飛灰、主灰の一部、クリンピーの家のびん選別残渣などについて、再資源化を進めてきた。

今後も、埋立処分量の極小化に向け、一般廃棄物ゼロ・エミッションのさらなる推進を図る。

ゼロ・エミッション化推進の状況（令和 5 年度現在）

	廃棄物の種類	内容	対応	年度										
				27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5		
処理施設からの排出物	主 灰	各清掃センターで焼却により発生する燃えがら。	民間事業者に資源化処理委託	→ 一部資源化			← 資源化							
	飛 灰	各清掃センターで焼却により発生した灰のうち集塵装置で捕集されたもの。	民間事業者に資源化処理委託	→ 一部資源化			← 資源化							
	びん残渣 ボトルキャップ等	リサイクルプラザで資源選別した後の不燃残渣。	びん残渣は道路路盤材として、ボトルキャップは金属回収処理委託				← びん残渣：資源化					→		
家庭からの排出物	製品 プラスチック	バケツ・プランター等のプラスチック素材のみで構成される硬質なもの。	民間事業者に資源化処理委託				← 資源化					→		

※ 主灰・飛灰については、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故による放射能の影響により、リサイクルがなされていない時期があったが、平成 24 年 11 月から主灰の一部を、平成 26 年 10 月から飛灰の一部のリサイクルを再開した。

※ 平成 30 年 4 月からは、主灰と飛灰の全量リサイクルを行っている。

### 3 美化推進対策

#### (1) いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動

毎年、春、秋の2回『環境美化運動期間』を設定し、市民一人ひとりが家族ぐるみ、地域ぐるみ、団体でこの清掃運動に参加し、自らの手でまちをきれいにするこ  
とにより環境美化に対するモラルの向上を図るため実施している。

#### 「ごみを捨てる運動」から「ごみを捨てない」への意識の改革

#### ア 一斉清掃

##### (7) 実施時期

春（6月上旬）、秋（10月下旬）の年2回、それぞれ3日間実施する。

#### (4) 実施内容（実践行動内容）

##### 1日目 清潔な環境づくりをする日

- ・ 学校周辺の清掃  
全校生徒（児童・生徒を含む）による校舎周辺の清掃を実施する。
- ・ 社会福祉施設周辺の清掃  
保育所等の社会福祉施設周辺の清掃を実施する。
- ・ 事業所、商店、飲食店街周辺の清掃  
事業所、商店会等の組織を通じ、職場、商店、飲食店街周辺の清掃を実施する。

##### 2日目

##### ① 自然を美しくする日

- ・ 港湾、漁港の清掃  
漁業協同組合等の関係者による港周辺の清掃を実施する。
- ・ 海岸の清掃  
海水浴場を中心に関係者等による清掃を実施する。
- ・ 河川の清掃  
河川敷の特に汚れのひどい場所の清掃を重点的に実施する。
- ・ 森林病虫害の防除  
森林組合等の関係者による森林病虫害の防除を積極的に実施する。
- ・ 樹木の手入れ  
市街地及び主要幹線道路の街路樹を対象に関係者等による手入れを実施する。

##### ② みんなの利用する施設をきれいにする日

- ・ 公園、観光地の清掃  
県立自然公園、都市公園、その他公園及び観光地等を対象に清掃を実施する。
- ・ 道路の清掃  
主に歩道敷及び交通安全施設（歩道橋等）の清掃を実施する。
- ・ 公共施設周辺の清掃  
体育施設、図書館、公民館等の公共施設周辺の清掃を実施する。
- ・ 駅周辺の清掃  
JR駅周辺の清掃を実施する。

### 3日目 清掃デー

- ・ 家庭周辺の清掃  
全家庭を対象とし、家庭周辺で特に日常手の行き届かない所の清掃をする。
- ・ 側溝の清掃  
側溝の清掃を実施する。
- ・ 神社、仏閣等の清掃  
地域内の神社、仏閣等の清掃を実施する。

#### (ウ) 実施経過

近年、大きな社会問題となっている空きかん等をはじめとする散乱ごみの対応策として、「いわき市ごみ収集処理改善対策協議会」の答申の中で、市民総ぐるみ一斉清掃日の設定が提起された。また、ごみに対する市民の関心が高まり、まちをきれいにしようという気運が盛り上がり、昭和 57 年 3 月、市民主導による「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動」が発足し、今日に至っている。

年 月	実 施 内 容
S55. 2	いわき市ごみ収集処理改善対策協議会から提言
S56. 10	いわき市清掃デー制定検討委員会を設置
S57. 3	各地区（13 地区）推進本部を設置
S57. 3	市推進本部を設置
S57. 5～6	春のいわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動を実施 （5/25、30 6/12、13 の 4 日間）
S57. 10	秋のいわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動を実施 （10/29、30、31 の 3 日間）
H23. 6	東日本大震災により春の市民総ぐるみ運動を中止
R 元. 6	東日本大震災以降中止されていた側溝清掃を再開
R2～R4. 6	新型コロナウイルス感染症の影響により春・秋の総ぐるみ運動を中止
R4. 10～	新型コロナウイルス感染症の影響により中止されていた春・秋の総ぐるみ運動を再開

以後、毎年、春と秋の 2 回、それぞれ 3 日間の、いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動を継続して実施している。

#### イ 地区清掃

春・秋の清掃活動以外に、年間を通して行われる「地区清掃」についても、市では実施団体に対し、専用ごみ袋の配布及び集めたごみの回収といった支援を行っている。

## ウ 市民総ぐるみ運動に係る優良団体等の表彰制度

環境美化に対する意識向上を図ることを目的に、環境美化活動を通じ、清潔で美しいまちづくりに貢献してきた団体や個人に対し、表彰状の授与と記念品の贈呈を行っている。

年度	団体表彰件数	個人表彰件数	計
R元	26	7	33
R2	19	7	26
R3	20	1	21
R4	20	6	26
R5	20	6	26

## エ 一斉清掃の実施状況（年度別）

実施年度		実施箇所数	実施団体数	参加延べ人数(人)	ごみ処理量(ト)
令和元年度	春	1,410	1,366	115,202	1,399.53
	秋	938	861	64,602	856.65
	計	2,348	2,227	179,804	2,256.18
令和2年度	春	179	172	7,380	103.01
	秋	315	273	17,842	267.42
	計	494	445	25,222	370.43
令和3年度	春	626	598	36,222	590.12
	秋	713	333	22,319	341.03
	計	1,339	931	58,541	931.19
令和4年度	春	556	516	34,578	441.33
	秋	1,094	1,045	65,108	843.84
	計	1,650	1,561	99,686	1,285.17
令和5年度	春	1,398	1,098	76,710	1,001.74
	秋	1,114	1,038	75,214	1,028.81
	計	2,512	2,136	151,924	2,030.55

※ ごみ処理量は、可燃ごみ、不燃ごみ、側溝土砂の合計

※ 令和2・3年度春秋と令和4年度春については新型コロナウイルス感染症の影響により中止したため、自主的に実施した実績を掲載。

## (2) ポイ捨て防止による美化推進

いわき市では、「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動」を中心にまちの美化対策を講じているが、ポイ捨てを原因とする散乱ごみが後を絶たない状況にあることから、市民・事業者・行政が一体となって、ポイ捨てを防止するとともに、美化活動を充実することにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、より快適な生活環境を確保することを目的として「いわき市ポイ捨て防止による美化推進条例」を平成12年3月に制定した。

## 〈条例の主な内容〉

### ① 市、事業者、市民等、土地所有者等の責務

市	次に掲げる施策を策定し、実施するよう努めること。 ・ポイ捨ての防止に関する施策 ・自主的な美化活動の促進に関する施策 ・環境に関する教育及び学習の促進に関する施策
事業者	・従業員への意識啓発や清掃等の美化活動の充実に努めること。 ・飲料、食料、たばこ等の製造、加工、販売等を行う者は消費者への意識の啓発等の必要な措置を講ずるよう努めること。 ・市が実施する施策に協力すること。
市民等	・家庭の外で生じさせた空き缶、吸い殻等を持ち帰り又は回収容器等へ収納すべきこと。 ・相互協力による意識の高揚、清掃等の美化活動の充実に努めること。 ・市が実施する施策に協力すること。
土地所有者等	・清掃などの必要な措置を講ずるよう努めること。 ・市が実施する施策に協力すること。

- ② ポイ捨ての禁止……何人も、ポイ捨てをしてはならない。(第8条)
- ③ 回収容器の設置及び管理……特にポイ捨ての原因である飲料用容器対策として、自動販売機による飲料の販売者に対し、回収容器設置とその適正管理の業務(違反者に氏名公表等の措置あり。)を課す。(第10条)
- ④ 美化活動の支援……市長は、自主的な美化活動を行う者に対し、必要な支援を行うことができる。(第11条)
- ⑤ 罰則(1万円以下の過料)(第19条)
- ポイ捨てに対する持ち帰り等の命令に違反した者
  - 公共の場所での印刷物等の散乱に対する処理勧告に従わず、さらに勧告に従うべき命令に違反した者
- ⑥ 施行日 平成12年10月1日

## 〈クリーンピー応援隊(自主的な美化活動支援制度)〉

駅前や道路などの公共空間において、年間を通じて自主的な美化活動を行う市民等に対して、清掃用具等の支給や傷害保険加入等の支援を行っている。

- ① 対象活動……駅前や道路などの公共的な場所において行う、散乱ごみ(ペットボトル、空き缶など)の清掃等の美化活動
- ② 登録対象者……グループ、サークル、学校や企業などの団体。個人登録も可能
- ③ 活動回数……年間を通じて定期的に実施される活動(概ね3箇月に1回以上)
- ④ 支援内容
- ・ ごみ袋、軍手、ごみはさみ、ほうきなど清掃用具の支給
  - ・ 集めたごみの収集
  - ・ ポイ捨て防止の看板設置
  - ・ 傷害保険の加入
- ⑤ 登録数…… 団体・個人 5,837名 (令和6年3月31日現在)
- ◎愛称「クリーンピー応援隊」(平成18年10月2日選考・10月13日決定)

自主的な美化活動支援制度の一層の普及を図るため、愛称を募集したところ1,018作品もの応募があり、いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動推進本部内に設置された選考委員会による選考の結果、「クリーンピー応援隊」を愛称に決定した。

### (3) 不法投棄の防止

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」においては、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と定められており、これに違反して廃棄物（ごみ）を投棄することを「不法投棄」というが、廃棄物の不法投棄は、生活環境や自然環境に影響を及ぼすことに加え、原状回復には、多大な費用と労力を要することから、「不法投棄しない させない ゆるさない」をスローガンに、不法投棄の防止に向け、次の取り組みを行っている。

- ① 不法投棄監視員（63名）によるパトロール
- ② 不法投棄監視サポーター（ボランティア）によるパトロール
- ③ 警備会社への委託による休日等のパトロール
- ④ 市内3警察署及び福島海上保安部との不適正処理防止に係る連絡調整会議の開催
- ⑤ 不法投棄等についての情報提供に関する協定の締結
  - ・ 市内の全郵便局
  - ・ いわき市建設業協同組合
  - ・ 協同組合いわき市環境保全センター
  - ・ 一般社団法人福島県産業資源循環協会いわき支部地域協議会
  - ・ 東北電力株式会社いわき営業所、いわき発電技術センター
  - ・ 東北電力ネットワーク株式会社いわき電力センター
  - ・ 東京電力パワーグリッド株式会社浜通り電力所
  - ・ 一般社団法人福島県測量設計業協会いわき支部
  - ・ いわき市測量設計業協会
- ⑥ 福島県警察本部からの警察官の派遣
- ⑦ 産業廃棄物運搬車両指導・検査
- ⑧ 不法投棄防止監視カメラの設置
- ⑨ 不法投棄防止地域活動支援事業
- ⑩ 各種啓発活動
  - ・ 不法投棄防止一斉パトロール
  - ・ 不法投棄禁止看板の作成・配布
  - ・ 広報紙、回覧等による啓発
  - ・ 街頭啓発

#### ・ 過去5年間の不法投棄等に係る通報件数

	市民等からの通報	市監視員からの通報	計
令和元年度	268	122	390
令和2年度	307	210	517
令和3年度	235	126	361
令和4年度	260	146	406
令和5年度	200	101	301